

事 務 連 絡

令和元年12月12日

各	〔	都道府県	観光担当部局	御中
		市町村		
		特別区		
各	〔	都道府県	生活衛生担当課	御中
		保健所設置市		
		特別区		

国土交通省観光庁観光産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたイベント民泊の積極的な活用について

令和元年7月8日付け事務連絡「ラグビーワールドカップ2019等の開催を契機としたイベント民泊ガイドラインの再改訂及び更なる積極的な活用の要請について」においては、ラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模イベントを控える中、イベント民泊の更なる積極的な活用について検討をお願いしたところです。

住宅宿泊事業法に基づく民泊に加え、イベント民泊を積極的に活用することにより、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間において多様な宿泊の選択肢が提供され、また、外国人旅行者も含めた来訪者と地域住民との交流機会を創出し、イベント民泊に参加した地域住民に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に「参加した」という体験をレガシーとして残すことも期待されます。

例えば、ラグビーワールドカップ2019が開催された岩手県釜石市では、自宅提供者等から、「一緒に食事に行き、夜は家で語り合った。ラグビーの試合の翌日は世界遺産などを案内し、一緒に観光した。」、「台風19号の被害があった地域で、海外からのイベント民泊利用者に、自宅提供者と一緒に泥かき等の清掃活動に参加していただいた」などの反響をいただいております。

このように、イベント民泊の実施は、宿泊施設の供給確保に加え、魅力的な地域づくりにもつながるものですので、都道府県、市町村、特別区の皆様におかれましては、イベント民泊の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。特に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技開催地やその周辺の地域等におかれましては、積極的な検討をお願いいたします。